

家財処分 補助金

『空き家情報バンクに登録し、空き家の利活用に繋げましょう』



補助対象者

- 空き家情報バンクに登録されている、または登録予定の空き家の所有者（個人または非営利組織）
- 継続して2年以上空き家情報バンクに登録することを誓約すること
- 市税の滞納がないこと



補助対象事業

- 家財等の処分費用
- 特定家庭用機器廃棄物の処分費用
- 空き家内外および敷地内の片付けおよび掃除



補助金の額

補助対象経費の
3分の2以内の額

上限100,000円



- 自己の都合により、2年を経過するまでに登録を取り消すことはできません。
- 業者に委託して処分する場合は、市の許可業者において行ってください。
- 補助対象となる空き家1戸につき1回のみ申請可能です。また、同一申請者による申請は、同一年度内に1回のみ可能です。

申請について

申請書は市防災危機管理課に用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。
必ず事業着手前（契約前）に申請を行うようにしてください。

※事業着手後（契約後）に申請をされますと補助対象外となります。

※予算上限になり次第終了となります。

まずは一度ご相談ください。

防災危機管理課 空き家対策G
TEL 0778-42-5104
FAX 0778-51-8151
Mail SC-Bosai@city.sabae.lg.jp



鯖江市 家財処分



お問合せ
WEBページ

